

第2編

災害予防計画編

第1章 災害予防計画の基本方針

第1款 災害予防計画の基本的な考え方

地震、風水害等の自然災害に対して村民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「災害に強いむらづくり」、「災害に強いひとづくり」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制の整備」の5つに区分する。

1. 災害に強いむらづくり

村内の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物などに着目し、地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策で、主な内容は以下のとおりである。

- ① 村土地盤、土木施設等の対策
- ② 地域の建築物の対策
- ③ 火災予防対策
- ④ 危険物・不発弾等予防対策
- ⑤ 上・下水道等予防対策

2. 災害に強いひとづくり

防災計画などを実行する人に着目し、各種災害についての意識や知識、行動力、組織及び連携力を向上させ、災害に対する適切な行動や組織的対応が取れるようにするための対策で、主な内容は以下のとおりである。

- ① 防災訓練
- ② 防災知識の普及・啓発活動
- ③ 自主防災活動組織育成活動
- ④ 災害時要援護者の安全確保
- ⑤ 災害ボランティアの活動環境の整備

3. 災害対策における事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するために必要な活動体制や活動条件の整備に関する事前措置について定める対策で、主な内容は以下のとおりである。

- ① 避難場所の整備
- ② 防災備蓄、防災用設備等の整備
- ③ 交通確保及び緊急輸送条件の整備

第2款 災害予防計画の推進

1. 減災目標（各関係課）

本村は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

第2章 災害に強いむらづくり

第1節 治山・治水対策計画

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、企画観光課、建設環境課、産業振興課、消防団等、関係部署、関係機関 |
|---------|--------------------------------------|

I 基本方針

災害に強いまちづくりの一環として、山地や河川及び海岸に対して、治山治水対策や砂防対策及び海岸防災対策などの村土保全事業について、国や県と協力して促進していくものとする。

II 実施内容

1. 治山対策

(1) 現況・危険区域

山林を多く占める本村において、台風や集中豪雨等による山腹崩壊の対策は、防災上重要な事項となっている。

県により本村の山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区が把握（「沖縄県地域防災計画」）されており、直接保全対象施設として、人家や公共施設、道路等があげられている。

■ 土砂災害危険箇所の現況

| 急傾斜地崩壊危険箇所 | | | 地すべり 危険箇所 | 土石流危険渓流 | | |
|------------|----|-----|--------------|---------|----|-----|
| I | II | III | | I | II | III |
| 39 | 11 | | | 23 | 2 | |

(2) 対策

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進する。

特に、以下の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施する。

- ① 森林の水源かん養及び山地災害防止機能の強化
- ② 山地災害危険区域等における治山対策
- ③ 海岸防災林の整備

また、本村においても、山腹崩壊による危険地区及び施設が把握されていることから、事業促進に努めるものとする。また、村独自に危険が予想される箇所についての調査及び対応策を検討し、必要な整備措置等の事業については推進するものとする。

2. 治水対策

(1) 危険区域

本村の大保川と田嘉里川が二級河川に指定されており、県は、「重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）」として、一定規模の風水害等の防災整備が成されている。しかし、大保ダムから河口までの区域に、大保川溢水の危険があり、家屋（2棟）及び耕地（18.8ha）の被害が予想されている。

■ 重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）

| 水防管理 団体名 | 河川名 | 水防区域 | | 危険と予想される 主な区域 | | 予想され る危険 | 予想される被害の程度 | | | |
|-------------|-----|-----------|-----------|------------------|------|-------------|------------|------------|--------|------------|
| | | 延長 | 区域 | 延長 | 区域 | | 家屋 | 耕地 | 人口 | 面積 |
| 大宜味村 | 大保川 | 2.0 km | 大宜味村ダム～河口 | 1.0 km | 大宜味村 | 溢水 | 2 棟 | 18.8 ha | 6 人 | 23.2 ha |

■ 二級河川指定区域

| 水系名 | 河川名 | 指定区間 | | 指定延長 | 流域面積 | 指定年月日 |
|------|------|------|----------------------------|-------------|--------------------------|----------------------------|
| 大保川 | 大保川 | 左岸 | 大宜味村字饒波山 1321 番地先から海に至る | 13.250 m | 23.64 km ² | 昭和15年12月10日 |
| | | 右岸 | 〃 | | | 昭和47年5月6日変更 平成4年8月14日変更 |
| 田嘉里川 | 田嘉里川 | 左岸 | 大宜味村字田嘉里赤又原 1712 番地先から海に至る | 4,900 m | 8.91 km ² | 昭和47年5月6日 |
| | | 右岸 | 〃 | | | |

資料：沖縄県水防計画 令和2年4月

(2) 浸水想定区域の指定の周知

① 浸水想定区域指定の対策

村は浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

② 洪水予報等の伝達方法を明記

村は、要配慮者の利用施設等において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設利用者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

③ 避難確保の事前周知・広報対策

本計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、村長はこれらの事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

第2節 土砂災害予防計画

| | |
|---------|----------------------|
| 部署・関係機関 | 建設環境課、消防団等、関係部署、関係機関 |
|---------|----------------------|

I 基本方針

本村は、海岸線から内陸部に向かいほぼ全域が急傾斜地となっている。このような地形条件の中、集落は低地部のわずかな平坦地に集中していることから、特に土石流による危険性が高いため、安全性確保の整備を図る。

II 実施内容

1. 砂防事業

本村は、沖縄県による「沖縄県水防計画書」及び「市町村の土砂災害危険箇所数と土砂災害警戒区域指定数」（令和2年度）の調査から土石流危険渓流25箇所となっており、砂防指定を受けている区域が17箇所あげられている。

危険度の高い区域として、県による砂防事業の促進を図るものとする。

本村は県に、土石流による危険渓流・区域等に対処するための警戒避難基準に関する資料の提供を求め、県と調整を図りながら警戒避難体制の整備を推進するものとする。また、警戒避難基準をはじめ、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民への周知を図るものとする。

2. 急傾斜地崩壊防止事業

本村では、自然斜面の1箇所が、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の急傾斜地崩壊区域に指定されている。

この他、危険度の高い急傾斜地崩壊危険箇所が53箇所（令和2年現在）把握されており、村はさらなる調査把握等により必要に応じて県に指定を求めるとともに、その他の箇所においても災害の未然防止措置等の対策を図るものとする。

●資料編 資料6-2 急傾斜地崩壊危険箇所

●資料編 資料6-3 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

今後、村内における危険予想区域の改善を図るため、次の事項を推進する。

- ① 県の急傾斜地崩壊防止対策事業の促進
- ② 警戒避難体制の整備

3. 土砂災害対策事業

(1) 計画

県は土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、及びワイヤーセンサー等の設置並びに流木・風倒木流出防止対策など総合的な土砂災害対策を推進する（県地域防災計画より）ものとしており、本村においても危険箇所への事業を促すよう努めるものとする。

(2) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

- ① 土砂災害警戒区域（警戒避難体制の整備等）

村長は、土砂災害のおそれのある区域を県知事に要請し、土砂災害警戒区域の指定を受けるものとする。

土砂災害防止法（第7条）に基づき、県知事により指定を受けた村は、警戒区域ごとに土砂災

害に関する情報伝達、予報・警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒態勢に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について本計画に定めるとともに、ハザードマップ等により住民に周知するよう努めるものとする。

② 土砂災害特別警戒区域

村長は、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を県知事に要請し、土砂災害特別警戒区域として指定を受けるものとする。

村は県と協力し、当該土砂災害特別警戒区域において次の措置を講ずるよう努める。

- ア) 住宅地分譲地、社会福祉施設等の為の開発行為に関する許可
- イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保

③ 土砂災害特別警戒区域に基づくハザードマップ等の作成、配布

村は土砂災害特別警戒区域に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修を実施し、災害リスクや災害にとるべき行動について普及・啓発を図る。

第3節 高潮等災害予防計画

| | |
|---------|--------------------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、建設環境課、産業振興課、消防団等、関係部署、関係機関 |
|---------|--------------------------------|

I 基本方針

本村の海岸は、国道沿いに国土交通省河川局所管と、塩屋に水産庁所管及び国土交通省港湾局所管の海岸保全区域が指定されている。

主要幹線道である国道では隣接している住宅も多く、高潮等の災害に対する堤防、海岸護岸等の保全施設が既設しているが、保全機能として不十分もしくは未整備の箇所もあることから、災害予防としての整備強化を図るため、国や県と協力をして促進していくものとする。

II 実施内容

1. 高潮防災施設の整備

(1) 危険区域

本村の高潮等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）」のとおりである。

■ 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

| 水防管理 団体名 | 海岸名 | 重要水防区域 | | 危険と予想される主な区域 | | 予想され る危険 | 予想される被害の程度 | | |
|-------------|-------|-------------|------------------|--------------|------------------|-------------|------------|-----------|-----------|
| | | 延長 | 区域 | 延長 | 区域 | | 家屋 | 耕地 | 面積 |
| 大宜味村 | 大宜味海岸 | 7,185 km | 津波、根路銘、 大宜味地区 | 2,980 km | 津波、根路銘、 大宜味地区 | 越波 | 319 棟 | 6.7 ha | 2.1 ha |

■ 国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域

| 所轄 | 海岸名 | 位置 | 指定延長(m) | 指定年月日 |
|---------------------------------|-----------|--------------|---------|-------------|
| 北 部 土 木 事 務 所 | 饒波海岸 | 大宜味村喜如嘉～大兼久 | 2,515 | 昭和40年4月6日 |
| | 津波海岸 | 大宜味村津波 | 1,015 | 昭和40年4月6日 |
| | 津波海岸 | 大宜味村津波 | 1,200 | 昭和55年1月28日 |
| | 源河後原海岸 | 大宜味村津波～名護市源河 | 1,290 | 昭和40年4月6日 |
| | 塩屋海岸 | 大宜味村根路銘～塩屋 | 2,346 | 昭和40年12月21日 |
| | 根路銘～大兼久海岸 | 大宜味村根路銘～大兼久 | 1,180 | 昭和48年3月22日 |

(2) 対策

- ① 海岸を防護するため、管理または海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。
- ② 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。
- ③ 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。
- ④ 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。
- ⑤ 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。
- ⑥ コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

2. 警戒避難体制の整備

津波、高潮ハザードマップ作製マニュアル（内閣府ほか、平成16年）、避難情報に関するガイドライン（内閣府、令和3年5月）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

第4節 建築物等の災害予防計画

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、企画観光課、建設環境課、産業振興課、消防団等、関係部署、関係機関 |
|---------|--------------------------------------|

I 基本方針

地震、津波災害、風水害、大火災等による建造物・構造物の災害の防御及び耐震性の向上を図るため、「建造物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進、建造物被害の減少を図る。

II 実施内容

1. 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進

建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進する。

2. 公共建築物の耐風及び耐火対策

公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進める。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う。

3. 公共建築物の定期点検及び定期検査

公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

4. 建築物の耐震化の促進

本村は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

5. ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて指示されたが、本村の場合、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。

(1) 調査及び改修指導

ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

(2) 指導及び普及啓発

県による、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

第5節 火災予防計画

| | |
|---------|--------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、消防団等、関係部署、関係機関 |
|---------|--------------------|

I 基本方針

火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

II 実施内容

1. 火災危険箇所の把握

防火対象物を把握し、消防設備などの設置や維持、防火基準適合表示制度の普及に努めるとともに、予防査察や火災予防運動など防火意識の高揚を図る。

■ 大宜味村用途別防火対象物数

令和4年4月1日現在

| 番号 | 用途項目 | 対象物数 | 番号 | 用途項目 | 対象物数 |
|----|------------|------|----|--------------|------|
| 1 | 公会堂・集会場 | 17 | 8 | 幼稚園・特別支援学校 | 0 |
| 2 | 百貨店・マーケット | 3 | 9 | 小中高等学校 | 2 |
| 3 | 旅館・ホテル | 5 | 10 | 工場・作業場 | 11 |
| 4 | 寄宿舎・共同住宅 | 41 | 11 | 倉庫 | 3 |
| 5 | 病院・診療所 | 2 | 12 | 前各号に該当しない事業所 | 19 |
| 6 | 社会福祉施設 | 8 | 13 | 特別複合用途対象物 | 4 |
| 7 | 保育所・デイサービス | 5 | | | |

資料：国頭地区行政事務組合消防本部

2. 消防施設・設備の整備促進

消防車両や水利設備等の整備促進を図る。

■ 大宜味村消防水利設置状況

令和4年4月1日現在

| 字名 | 消火ホース格納箱 | 消火栓 (40mm) | 消火栓 (65mm) | 防火水槽 | 字名 | 消火ホース格納箱 | 消火栓 (40mm) | 消火栓 (65mm) | 防火水槽 |
|-----|----------|------------|------------|------|----|----------|------------|------------|------|
| 田嘉里 | 9 | | 14 | | 屋古 | 2 | | 2 | |
| 謝名城 | 4 | | 9 | | 田港 | 3 | 1 | 3 | |
| 喜如嘉 | 6 | | 18 | 1 | 押川 | 5 | | 5 | |
| 饒波 | 4 | | 4 | | 大保 | 3 | | 3 | |
| 大兼久 | 4 | 1 | 3 | 1 | 白浜 | 1 | | 1 | |
| 大宜味 | 9 | 5 | 4 | | 宮城 | 2 | | 2 | |
| 根路銘 | 9 | 7 | 3 | | 江洲 | 8 | 1 | 8 | |
| 上原 | 5 | 1 | 4 | | 津波 | 11 | 1 | 9 | 1 |
| 塩屋 | 21 | 5 | 16 | 1 | | | | | |
| 合計 | | | | | | 106 | 22 | 108 | 4 |

資料：総務課

■ 国頭地区行政事務組合消防本部現有消防車両の状況

令和4年4月1日現在

| 車両 | 車別 | 乗車人員 | 総排気量 | 積載水 | 配備 |
|----------------|-------------|------|--------|--------|-----|
| 国頭ポンプ1 | 水槽付ポンプ車 | 6 | 5.12 ℓ | 2.0 t | 消防署 |
| 国頭ポンプ2 | 水槽付ポンプ車 | 3 | 8.86 ℓ | 10.0 t | 消防署 |
| 国頭救助1 | 救助工作車 | 6 | 8.86 ℓ | | 消防署 |
| 国頭救急1 | 高規格救急車 | 7 | 2.69 ℓ | | 消防署 |
| 国頭救急2 | 高規格救急車 | 7 | 2.69 ℓ | | 消防署 |
| 国頭指令1 | 指令車 | 8 | 1.99 ℓ | | 消防署 |
| 国頭積載1 | 資器材搬送車 | 6 | 2.98 ℓ | | 消防署 |
| 国頭予防1 | 予防車 | 4 | 1.46 ℓ | | 消防署 |
| 救急広報車 | 救急普及啓発広報車 | 7 | 4.47 ℓ | | 消防署 |
| 消防団車両 | 防災活動車 | 4 | 0.65 ℓ | | 消防署 |
| 事務車 | 事務車 | 8 | 1.99 ℓ | | 消防署 |
| 事務車 | 事務車 | 4 | 0.65 ℓ | | 消防署 |
| くいな5号 トレーラー | ボートトレーラー | | | | 消防署 |
| 東ポンプ1 | 水槽付ポンプ車 | 6 | 5.19 ℓ | 2.0 t | 分遣所 |
| 東ポンプ2 | 水槽付ポンプ車 | 6 | 8.86 ℓ | 5.0 t | 分遣所 |
| 東救急1 | 高規格救急車 | 7 | 2.69 ℓ | | 分遣所 |
| 東積載1 | 資器材搬送車 | 3 | 2.99 ℓ | | 分遣所 |
| 国頭積載2 | 資機材搬送車 | 5 | 1.59 ℓ | | 分遣所 |
| 楚洲タンク1 | 小型動力ポンプ付水槽車 | 2 | 7.79 ℓ | 5.0 t | 駐在所 |
| 楚洲輸送1 | 資器材搬送車 | 8 | 2.48 ℓ | | 駐在所 |
| 消防団車両 | 小型動力ポンプ付積載車 | 6 | 2.99 ℓ | | 安田区 |

■ 国頭地区行政事務組合消防本部現有船舶の状況

令和4年4月4月1日現在

| 船名 | 仕様 | エンジン | 全長 | 配備 |
|-------|--------------|------|--------|-----|
| くいな5号 | 救助艇（水上オートバイ） | ヤマハ | 2.92 m | 消防署 |
| くいな6号 | 救助艇（ウレタンボート） | ヤマハ | 3.74 m | 分遣所 |

資料：国頭地区行政事務組合消防本部

3. 火災予防査察及び防火診断

火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

(1) 特定防火対象物等

本村は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点

検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

本村及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

4. 消防施設の整備拡充

(1) 消防水利の多様化等

本村における防火水槽、耐震性貯水槽の設備や配備が不十分である地域においては、重点的に整備を推進するものとする。

(2) 伝達系統の整備

消防無線及び防災行政無線等の通信施設を含む情報収集機器・体制等、伝達系統の整備拡充を図る。

5. 火災発生の未然防止

(1) 火災警報の発令

村長は、消防法第22条に基づき、沖縄気象台長が火災気象通報を発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 警報発令時における制限

村長が、前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、その区域内にある者は、村の火気使用制限（条例化を検討）に従わなければならない。

第6節 林野火災予防計画

| | |
|---------|--------------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、産業振興課、消防団等、関係部署、関係機関 |
|---------|--------------------------|

I 基本方針

火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

II 実施内容

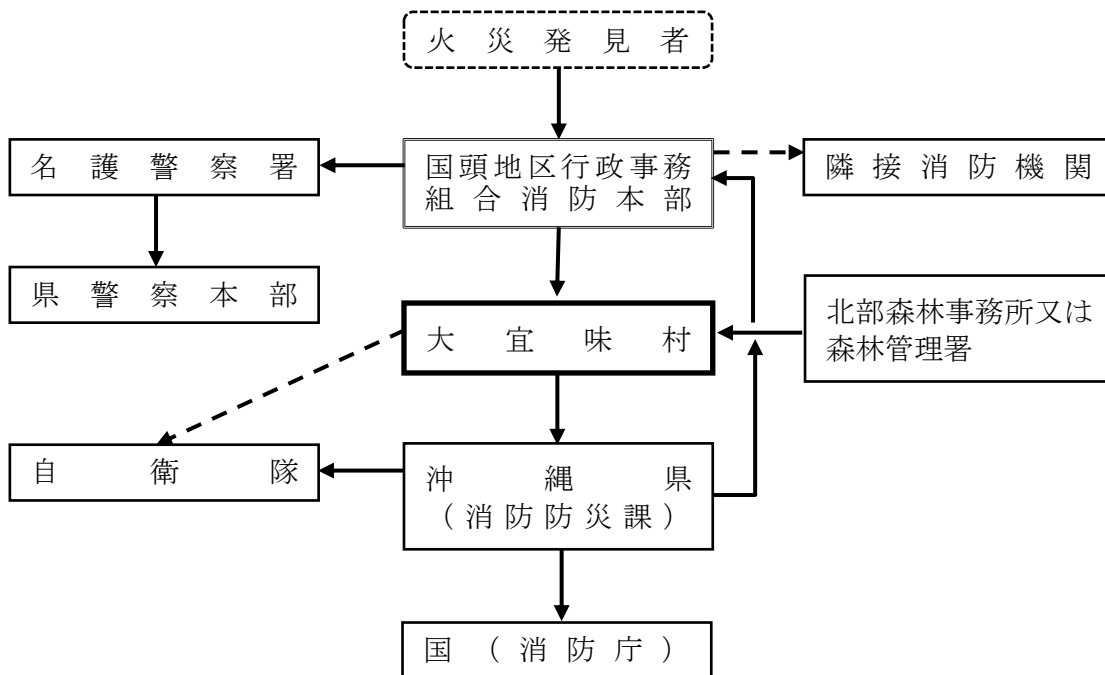
1. 林野火災対策の予防

(1) 林野火災対策の推進

県の指導に従い、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び警察その他関係機関で総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。

また延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

■ 通報連絡系統図



(2) 出火防止対策

- ① 本村及び森林管理者等は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱や標板等の設置に努める。
- ② さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱についての指導を強化する。
- ③ 本村及び森林管理者は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に

基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

- ④ 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

2. 林野火災対策用資機材の整備

本村は、国や県及び関係機関とともに、村及び周辺地域の消防地域を管轄する国頭地区行政事務組合消防本部等の施設や林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図る。

第7節 危険物等災害予防計画

| | |
|---------|--------------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、企画観光課、消防団等、関係部署、関係機関 |
|---------|--------------------------|

I 基本方針

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

II 実施内容

1. 危険物施設等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所等に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行なうとともに、その都度災害予防上必要な指導を行なう。

2. 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行なわせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取り締まりを実施し、運転者への直接指導を行なう。

3. 防災保安教育の実施

危険物施設等の管理者及び監督者は、取扱者に対し保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行なう保安教育訓練について、必要な助言指導を行なう。

4. 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

(1) 火災、爆発等の防止対策

取扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理、点検

危険物施設の維持管理が適正にできるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行なう等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に関わる保安又は防災設備について、定期的に点検確認を行なう等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

(4) 保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本村及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

5. 化学車及び消防機材の整備

消防本部において、化学車等の配置整備を図るよう努め、また、事業所における化学消火剤の備蓄を行なわせる。

6. 高圧ガス災害予防対策

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、本町は国、県、公安委員会、(社)沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、保安体制の強化を図り、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持に努めるとともに、保安管理の徹底を図る。

(1) 高圧ガス消費先保安対策

消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

7. 毒物・劇物災害予防計画

(1) 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。

- ①毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- ②毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定
- ③施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施
- ④安全教育及び訓練の実施
- ⑤事故対策組織の確立

(2) 対策

村は、災害発生時における毒物・劇物による危害を防止するため、県の実施する毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者への指導に協力する。

8. 火薬類災害予防計画

災害発生による火薬類の災害の発生を防止するため、国、県、村、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- ①村及び関係機関は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督・指導を行わせる。
- ②村及び関係機関は、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所に、必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類消費者の保安啓発蒙

- ①村及び関係機関は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。

②村及び関係機関は、火薬類消費者の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締りの実施

村及び関係機関は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

(4) 火薬類による危害予防週間の実施

村及び関係機関は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

9. 大宜味村の危険物取扱い施設一覧

令和4年4月1日現在

| 事業所名 | 所在地 | 取扱品目 | | タンク種・数 |
|---------|---------|------------------|---------|---------|
| くがにー給油所 | 字津波 273 | ガソリン 灯油 軽油 | 51,500ℓ | タンク室・2基 |

資料：国頭地区行政事務組合消防本部

第8節 上・下水道施設災害予防計画

| | |
|---------|----------------------|
| 部署・関係機関 | 建設環境課、消防団等、関係部署、関係機関 |
|---------|----------------------|

I 基本方針

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

II 実施内容

1. 上水道施設災害予防計画

自然災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合も速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

2. 下水道施設災害予防計画

自然災害による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の新設・改築等に当たっては、地震・津波、水害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

また、業務継続計画（BCPに）に基づき、緊急時対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

(2) 広域応援体制の整備

県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援及び「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、速やかな支援要請と的確な受入体制を整備する。

第9節 災害通信施設整備計画

| | |
|---------|--------------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、企画観光課、消防団等、関係部署、関係機関 |
|---------|--------------------------|

I 基本方針

村、医療機関、NTT西日本、NTTドコモ及びKDDI各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期するものとする。特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

II 実施内容

1. 通信施設災害予防計画

(1) 村、県における予防計画

①災害用情報通信手段の確保

ア) 代替手段等の確保

- ア. 各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- イ. 携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

イ) 冗長性の確保

- ア. 無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- イ. 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

ウ) 電源の確保

- ア. 非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- イ. IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

エ) 確実な運用への準備

- ア. 災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- イ. 情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ウ. 災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- エ. 非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- オ. 通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- カ. 移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

オ) その他の通信の充実等

- ア. 県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
- イ. 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備

②情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進する。

- ア) 被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集可能な体制を充実するため、県が実施する地域衛星通信ネットワーク等も導入した沖縄県総合行政情報通信ネットワークに伴い、本村における通信体制の整備を図るものとする。

- ア. 県本庁と各合同庁舎を結ぶ幹線系については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて2重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
 - イ. 市町村端末局については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて2重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
 - ウ. 消防本部、県出先機関及び防災関係機関、端末局については、単一无線回線（260MHz 帯デジタル無線）を整備。
 - エ. 陸上移動局（260MHz 帯デジタル無線）は、県本庁及び各合同庁舎、知事公舎、県出先機関、各離島市町村、陸上自衛隊那覇駐屯地に必要台数を配備する。
 - オ. 衛星地球局は、県本庁、宮古及び八重山合同庁舎、南大東村、北大東村に設置し、地上系のバックアップを図る。
 - カ. 衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。
- イ) 本村における防災行政無線の整備拡充を図る必要性が高いことから、現行システムの追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。
 - ウ) 県による防災相互通信用無線局の整備指導を受け、防災関係機関の相互間の通信を確保する。

② 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

③ 停電時の備え及び平常時の備え

村は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

(2) 各電気通信事業者における予防計画

① 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。

- ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行なう。
- イ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

② 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するための主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

③ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のため、非常措置としての予防対策。

ア) 回線の設置切替方法

- イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- ウ) 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- エ) 災害救助法適用時の避難場所現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

(3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等

① 通信手段の確保

村及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分

析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

②広域災害・救急医療情報システムの整備

村及び医療機関等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

2. 放送施設災害予防計画

災害時において、各放送機関の放送電波確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

- ①放送施設及び局舎防災設備基準に基づく措置
- ②放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- ③災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- ④その他、必要と認められる事項

3. 通信設備の優先利用等

(1) 優先利用の手続き

本村は、県及び関係機関と同様、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行ない、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 放送施設の利用

知事及び村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

第10節 不発弾災害予防計画

| | |
|---------|--------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、消防団等、関係部署、関係機関 |
|---------|--------------------|

I 基本方針

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾処理体制に万全を期し関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び住民一般に対し、不発弾等に関する防災知識の普及徹底を図る。

II 実施内容

1. 不発弾の処理体制

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ① 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄の警察署を通じて県警察本部に発見届出を提出する。
- ② 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊 15 団長（第 101 不発弾処理隊）に処理要請を行なう。
- ③ 第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行ない弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ④ 小型砲弾等、比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ⑤ 爆弾等、危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- ⑥ 信管離脱作業は非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。
 - ア) 村で発見された場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
 - イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
 - ウ) 村長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

- ① 発見者から通報を受けた第十一管区海上保安本部、県知事、所轄市町村長又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊指令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行なう。
- ② 沖縄水中処分隊は現地調査を行ない、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ③ 危険度が少なく、移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- ④ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
- ⑤ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
 - ア) 発見場所の所轄の本村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
 - イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
 - ウ) 村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

2. 関係機関の協力体制の確立

国、県、近隣市町村や各関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3. 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

(1) 講習会

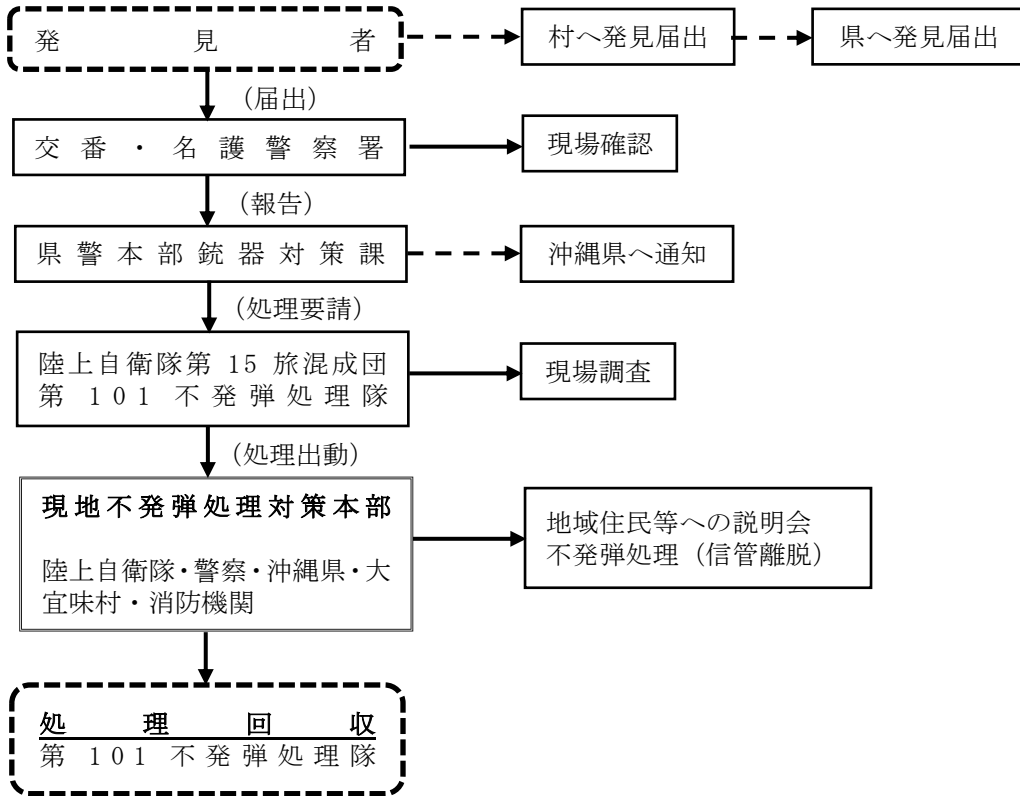
不発弾に関する村及び消防機関、不発弾磁気探査事業者等の関係機関に対し、県等が開催する講習会や研修の参加、勉強会等を通して、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を修得する。

(2) 広報活動

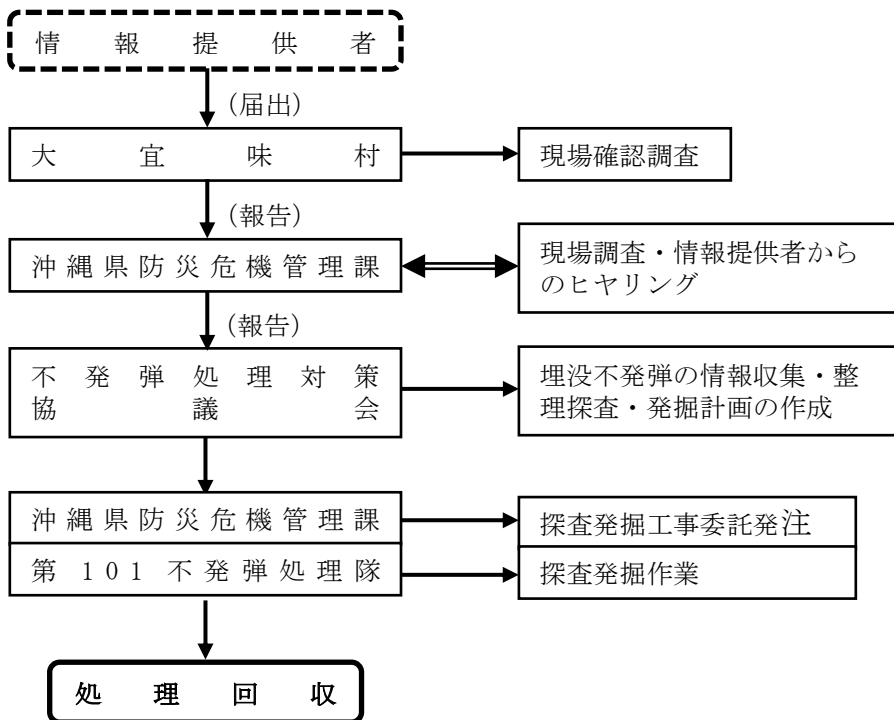
住民一般に対する不発弾の危険性について、周知・広報活動を実施する。

3. 不発弾処理業務の流れ（陸上）

■ 発見弾



■ 埋没弾



以降「発見弾」の処理に準ずる

第11節 文化財災害予防計画

| | |
|---------|---------------------|
| 部署・関係機関 | 企画観光課、教育課、関係部署、関係機関 |
|---------|---------------------|

I 基本方針

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、台風、地震等の災害から守るため、次により災害予防の徹底を図るものとする。

II 実施内容

- ①文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。
- ②大宜味村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- ③文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- ④防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- ⑤暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。
- ⑥文化財所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

■ 大宜味村指定文化財一覧

| 指定区分 | | | 名称 |
|------|-------|---------------|------------------|
| 国指定 | 記念物 | 天然記念物 | 田港御願の植物群落 |
| | 無形文化財 | 重要無形文化財（工芸技術） | 喜如嘉の芭蕉布 |
| | | 重要無形民俗文化財 | 塩屋湾のウンガミ |
| | 有形文化財 | 重要文化財（建造物） | 大宜味村役場旧庁舎 |
| 県指定 | 記念物 | 天然記念物 | 大宜味御嶽のビロウ群落 |
| | | | 喜如嘉板敷海岸の板干瀬 |
| 村指定 | 記念物 | 史跡 | 大宜味村の猪垣 |
| | | 天然記念物 | 塩屋ウフンチャのハスノハギリ |
| | | 天然記念物 | 津波のビーチロック |
| | 有形文化財 | 有形文化財 | 國頭郡大宜味間切各村全圖及び字圖 |

●資料編 資料 5-4 指定・登録文化財一覧

第12節 農業災害予防計画

| | |
|---------|----------------------|
| 部署・関係機関 | 産業振興課、消防団等、関係部署、関係機関 |
|---------|----------------------|

I 基本方針

農業災害予防のため、農地及び農業用施設の保全並びに防災営農の推進は、以下によるものとする。

II 実施内容

1. 農地防災事業の促進

(1) 農地保全整備事業

降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

(2) ため池等整備事業

①土砂崩壊防止工事

農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

②老朽ため池等整備工事

村に所在するかんがい用水溜池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると、豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害をまねくおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

(3) 地すべり対策事業

地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

2. 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

村は、農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、関係機関や団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

(2) 営農方式の確立

村は、農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

また、県の試験研究機関にあっては、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による防災営農の確立に努める。

第13節 気象観測体制の整備計画

| | |
|---------|---------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、関係部署、関係機関 |
|---------|---------------|

I 基本方針

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

II 実施内容

1. 主要関係機関における気象観測体制の整備

県、村及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）及び水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。

2. 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

(1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

本村は、津波危険地域及び住家に対し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

(2) 監視警戒体制等の整備

津波の危険に対し、予報・警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

■村防災用監視カメラの設置（平成29年度）

| 設置場所 | 監視目的 |
|--------------|--------|
| 田嘉里公民館 | 地区の状況 |
| 大宜味村学校給食センター | 海岸の状況 |
| 旧大宜味小学校 | 海岸の状況 |
| 大宜味小中学校 | 海岸の状況 |
| 旧塩屋小学校 | 塩屋湾の状況 |
| 大保公民館 | 大保川の状況 |
| 津波公民館 | 海岸の状況 |

第3章 災害に強いひとづくり

第1節 防災訓練計画

| | |
|---------|-------|
| 部署・関係機関 | 各関係部署 |
|---------|-------|

I 基本方針

地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化防災意識の高揚及び技術の習得等のため、県、村及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、村において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

II 実施内容

1. 防災訓練の実施に係る基本方針

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

村地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

村民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県、村及び防災関係機関が連携して、多数の村民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2. 各防災訓練の実施に係る事項

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

- (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- (3) 傷病者等を念頭においた救出・医療訓練
- (4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練

- (5) 物資集配拠点における集配訓練
- (6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

第2節 防災知識の普及・啓発計画

| | |
|---------|---------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、企画観光課、関係部署、関係機関 |
|---------|---------------------|

地震・津波、風水害等を念頭においた県、村及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

Ⅱ 実施内容

1. 村民への防災知識の普及

(1) 防災訓練による防災知識の普及・教育

防災関係機関の協力等により総合防災訓練等を実施し、防災関係者及び住民の参加を促進させ、災害に対する知識や教育を深めるものとする。

(2) 海拔表示・防災マップ及び配布による防災知識・対策の普及

防災知識や安全対策のほか、各行政区別など地区単位における避難所や避難路、災害危険予想区域等を明示した防災マップを作成し、住民及び滞在者に配布する。また、海拔表示板設置を行う事により防災知識の普及を図る。

(3) 防災・火災予防週間における防災知識の普及

「防災週間」や「火災予防週間」、「防災とボランティア週間」等において、各機関の協力を得た防災知識の普及を図る。

(4) 報道機関、一般広報誌等による普及

新聞やラジオ、テレビ等の放送、また一般広報誌やその他の刊行物、インターネット等の利用による防災知識の普及を図る。

(5) 祭り・イベント等における防災知識の普及

夏まつり、産業まつり等、多数の住民が集積する祭りや各種イベント等を通じて、防災知識の普及や教育につながる活動を継続的に行なう。

大保ダムにおけるイベント（ダム祭り等）において、関係機関や地域住民と連携し、防災に関連した資料展示や活動報告、体験学習等を通じた啓発を行うものとする。

(6) 学校教育・社会教育における防災知識の普及・教育

① 学校教育

学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じた防災知識の普及に努めるものとする。

② 社会教育

公民館等の社会教育の拠点施設を中心に、研修、集会、必要に応じて訪問活動を通じ、防災知識の普及に努めるものとする。

村内に位置する大保ダム地域防災センターにおいて、展示コーナー等を活用し、防災知識等の普及・啓発を図る。また、学校における防災教育の活用施設としても推進していくものとする。

2. 気象台の役割

① 緊急地震速報

沖縄気象台は、沖縄県や大宜味村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では

強い揺れの到達に間に合わないこと。)や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

②地震及び津波関連

地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、沖縄県や大宜味村、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

③津波関連

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、沖縄県や大宜味村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図るものとする。

ア) 避難行動に関する知識(強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があることなど)

イ) 津波の特性や津波に関する知識(津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など)

ウ) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

エ) 津波警報等の発表時にとるべき行動

オ) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

④風水害関連

土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、沖縄県や大宜味村、その他防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識の普及を図る。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。

3. 各機関の職員に対する防災教育

(1) 村防災担当者研修

本村における防災担当者は、県や防災関係機関・団体が行なう防災に関する知識及び活動についての研修等に積極的に参加し、本村の防災対策に反映するよう資質の向上に努めるものとする。

(2) 防災関係機関職員の教育

本村における防災関係機関・団体は、防災に関しその所属職員の教育を計画的に実施するものとする。

(3) 消防教育・防火教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行なう専門教育、関係機関等において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため実施する防火管理教育等とする。

4. 防災上重要な施設の管理者等の教育

(1) 危険物取扱施設の管理者

防火管理に関する有識者を増やすため、県が法令に基づいた指導・講習等を実施し、本村においても周知及び協力体制を図るとともに、防火管理体制の強化拡充を促進するものとする。

(2) 避難時の拠点施設となる管理者等

避難計画に定めた避難所等の防災拠点施設において、その管理者等に対する防災教育の徹底を図るものとする。

5. 総合防災訓練等**(1) 総合防災訓練**

村や防災関係機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する

① 実施時期

訓練の実施時期については関係機関と調整を図り、本村の実情を勘案し毎年4月～10月の適切と思われる時期を選択指定する。

② 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

③ 参加機関

村、自治会、地域活動団体（婦人会、青年会、老人会等）、防災関係機関等、さらに一般住民の参加を促進するものとする。

大規模な訓練には、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び社会教育関係団体が主催となり、村は関係機関及び村民への積極的な参加を促すことが求められる。

④ 訓練の主な種目

ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練

イ) 水防訓練

ウ) 救出及び救護訓練

エ) 炊き出し訓練

オ) 感染症対策訓練

カ) 輸送訓練

キ) 通信訓練

ク) 流出油等防除訓練

ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）

コ) その他

⑤ 訓練後の評価

訓練実施後に評価を行ない、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて体制等の改善を行なうものとする。

(2) 複合災害訓練

県、村及び防災関係機関は、本県の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

(3) 消防訓練

消防関係機関合同により消防活動技術の向上を図るため、県及び地区単位に適宜訓練を実施する。

(4) 非常通信訓練

協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき、訓練を実施する。

(5) 職員参集訓練

非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

第3節 自主防災組織育成計画

| | |
|---------|---------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、関係部署、関係機関 |
|---------|---------------|

I 基本方針

災害への対応力を強化するには、「自分達の地域は自分達で守ろう」という隣保共同の精神に基づき、地域住民が主体的に防災活動を行なう体制を確立することが、大変重要となる。自主防災活動をより効果的に行なうためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。特に本村においては集落毎に孤立した形態となっており、災害時における初動期の自主的な活動が重要となるため、各地域において自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

II 実施内容

1. 住民の防災意識の向上

住民に対する防災意識の向上や地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会の開催等について積極的に取り組むものとする。

2. 組織の編成単位・組織づくり

(1) 組織編成単位

本村において、住民が防災活動を推進する上で適正な規模と地域を単位とした組織を編成することとし、住民と協議することで実施するものとする。

次の事項を前提に、自治会等の既存する地域自主団体を自主防災組織として育成していくことを基本とする。

① 規模

住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行なうことが期待できる規模であること。

② 一体性

住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(2) 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

① 自治会組織

自治会等の自治組織に活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

② 防災活動推進団体等

何らかの防災活動を行なっている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。

③ 地域活動団体

女性団体、青年団体、PTSA等の地域活動を行っている団体・組織を活用して、自主防災組織として育成する。

3. 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分活かした具体的な活動計画を制定

するものとする。

4. 防災組織の基礎活動

(1) 平常時の活動

- ①防災に関する知識の普及
- ②防災訓練の実施
- ③防災資機材の備蓄
- ④防災リーダーの育成

(2) 災害時の活動

- ①災害情報の収集、伝達
- ②責任者等による避難誘導
- ③出火防止
- ④救出救護
- ⑤給食・給水

5. 資機材の整備

村は、自主防災組織が災害時において消火、救助、救護等に必要な防災資機材の整備を促進するため、必要な援助を行なうものとする。

6. 活動拠点の整備

村は、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難・備蓄の機能を有する、活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

7. 組織の結成の促進と育成

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

村は、県の支援のもと、自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や自主防災資機材の整備等に努める。

(2) 消防団との連携

村は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

- ①防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- ②多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4節 要配慮者の安全確保計画

| | |
|---------|---------------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、企画観光課、住民福祉課、関係部署、関係機関 |
|---------|---------------------------|

I 基本方針

高齢者・障害者・外国人・乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等などの様々な面で配慮が必要である。

このため、平常時から地域において要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要である。

特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

II 実施内容

1. 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、こども園等における要配慮者の安全を図るためには、以下の対策を講じておく必要がある。

(1) 村防災計画への位置づけ

村は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市町村及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

(2) 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要援護者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊、火災発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

(3) 地域社会との連携

災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

(4) 緊急連絡先の整備

災害には保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行なう。

(5) 災害用備蓄の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常食料等の確保に努めるものとする。

例) 乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食料の確保に努めるものとする。

2. 在宅で介護を必要とする者の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者等についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必

要とする。

(1) 災害時要援護者避難支援計画

村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また本人の同意を得ることにより、または、村の条例の定めにより、村地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定める等、具体的な避難支援個別計画策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定にあたっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取り組み指針」に基づくものとする。

(2) 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ家族、地域住民に対する啓発活動を行なう。

① 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

ア) 日常生活において、常に防災に対する理解を深め、また日頃から防災対策を講じておくこと。

イ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

② 地域住民に対する普及・啓発

ア) 地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。

イ) 発災時には、要配慮者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

3. 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃の十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備の整備に努めるものとする。

(2) 施設及び設備の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるものとする。

(3) 避難確保計画の策定及び避難訓練の実施

村地域防災計画に名称及び所在地が明記された要配慮者利用施設の管理者は、災害発生時において利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成し、村へ報告するものとする。また、避難確保計画に基づき避難訓練を実施、検証を行い、必要に応じて計画の見直しに努めるものとする。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

4. 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

村、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

(1) 避難標識等の整備、普及

避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会交通機関（航空機、フェリー、モノレール等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップを利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

民宿等の観光施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料、飲料水、医薬品等被服寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

村は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援の実施に努める。

(4) 大保ダム地域防災センターにおける周知広報

観光客が村及び周辺地域で安全に過ごせるよう、防災情報の詳細を知らしめる施設として、広報啓発に努めるものとする。

5. 外国人の安全確保

国際化の進展に伴い、本村に居住・来訪する外国人が増加していることをふまえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるよう、県とともに本村における支援方策と防災環境づくりに努めるものとする。

(1) 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布するなどの方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

第5節 災害ボランティアの活動環境の整備

| | |
|---------|---------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、住民福祉課、関係部署、関係機関 |
|---------|---------------------|

I 基本方針

大規模災害時には、ボランティア活動のあり方によってその後の救援・復興を左右する重要な役割を担っている。

行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア（団体）や企業等が日常的に取り組むべき計画等を支援・実施する。

II 実施内容

1. ボランティア意識の醸成

(1) 学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、本村の学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

(2) 生涯学習を通じた取り組み

本村における社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る

2. ボランティアの育成等

(1) 地域ボランティアの育成等

ボランティアの効果的な活動を実施するため、本村及び村社会福祉協議会と連携して、平時から地域ボランティアの育成に努めるものとする。

■ 地域ボランティアの役割（初動期）

- ① 被災地外からのボランティアの現地誘導
- ② ボランティアの受付
- ③ ボランティア組織の形成を支援

(2) 専門ボランティアの登録等

① ボランティアの登録・把握

本村において、迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者を“専門ボランティア”として平常時から登録し、把握に努めるものとする。

② 専門ボランティアの防災研修等

本村は県及び近隣市町村と連携を図り、各々に登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

社会福祉協議会及び県等と連携を図り、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行なえるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3. ボランティア支援対策

(1) ボランティア支援の準備

ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について、準備・指定しておくものとする。

(2) ボランティア活動の初動期支援

災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

(3) ボランティア相互間の連絡体制（ネットワーク化）

本村は各自治会単位等によるボランティア（団体）を登録、把握するとともに、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、ボランティア活動支援を行なうものとする。

ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行なえるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を確保するものとする。

(4) ボランティア保険制度

県と連携して、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。

ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

(5) 清掃等への協力

災害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等

第4章 災害対策における事前措置

第1節 避難体制等の整備計画

| | |
|---------|-------|
| 部署・関係機関 | 各関係部署 |
|---------|-------|

I 基本方針

大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合において、村民及び滞在者等の避難に万全を期するため予め避難場所の指定を行うとともに、その整備に努める。

II 実施内容

1. 避難体制の整備

(1) 県が実施する対策

- ① 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検
- ② 社会福祉法人、学校法人、観光施設・宿泊施設経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

(2) 本村の実施すべき対策

- ① 避難所の選定
- ② 避難所の開設及び運営方法の確立
- ③ 避難所の安全確保
- ④ 住民への周知
- ⑤ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- ⑥ 避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- ⑦ 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ⑧ 避難経路の点検及びマップの作成
- ⑨ 避難心得の周知（携帯品、その他の心得）

(3) 社会福祉施設、病院、学校等、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設管理者の実施すべき対策

- ① 避難確保計画の作成
- ② 避難誘導體制の整備
- ③ 避難確保計画に基づく避難訓練の実施

2. 避難場所の整備等

(1) 避難所の指定、整備

災害時の避難に備え、避難所の整備を図るものとする。

- ① 避難所は、学校、公民館、宿泊施設とし、できるだけ炊出し可能な既存建物を使用するものとする。
- ② 避難所として使用する建物は、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査す

るものとする。

- ③避難場所の選定に当たっては、洪水・高潮等の浸水区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする。
- ④避難所に適する施設が無いところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。
- ⑤村内に適当な場所が無い場合は、県及び隣接市町村と協議して、避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。
- ⑥避難所の予定施設又は場所について、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

(2) 広域避難場所の指定

- ①災害等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて公園等のスペースを指定しておくものとする。

[避難場所指定の基準]

- ア) 住宅密集地等の大火による輻射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
 - イ) 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
 - ウ) 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さとすること。
 - エ) 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、自治会区域を考慮する。
- ②避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

3. 津波避難体制等の整備

村民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害からまもるため、避難体制の強化を推進する必要がある。

(1) 村が実施すべき津波避難計画の策定・推進

村は、県が策定する津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

(2) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設、医療・福祉施設、学校、興行場、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(3) 避難計画の留意点

①徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、県及び村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図る。

②消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、村職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

(4) 村が実施すべき津波危険に関する啓発

① 村民等を対象に繰り返し行う普及・啓発

ア) 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）

イ) 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）

ウ) 過去の津波災害事例や教訓

エ) 津波の特性（波の押し・引き、遠地震等）

② 活用する各種手段・機会

ア) 学校、こども園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育

イ) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会

ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会

エ) 津波危険地域の各自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会

オ) 広報誌

カ) 防災訓練

キ) 防災マップ（津波ハザードマップ）

ク) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）

ケ) 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

(5) 広報・教育・訓練の強化

① 津波ハザードマップの普及促進

村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

② 津波避難訓練の実施

村は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

③ 津波防災教育の推進

村は、県及び教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、村民の津波防災への理解向上に努める。

(6) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

本村の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。

①危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

村は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

②監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

③避難ルート及び避難ビルの整備

ア) 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域ではおおむね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ) 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

ウ) 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう村民への周知と理解を促進する。

オ) 津波避難困難地域の解消

村は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して津波避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し対策の実施に努める。

(7) 津波災害警戒区域の指定等

津波災害警戒区域等の指定について県及び関係機関と連携し検討する。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。

- ①村地域防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- ②津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報報及び警報の伝達方法を村地域防災計画に定める。
- ③津波災害警戒区域を含む市町村は、村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- ④村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

4. 村長の危険区域における避難立退き先の指定

(1) 危険区域の指定

洪水、高潮又は地すべり等による危険が予想される区域を、指定しておくものとする。

(2) 避難場所及び避難経路の指定

危険の予想される各区域において、具体的な避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

(3) 住家密集地における避難場所及び避難経路の指定

火災等における住家の密集地は災害の拡大が予想されるため、住民等の避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

5. 資機材等の整備・点検計画

災害対策基本法及び災害救助法に定めるところにより、本村において必要な資機材及び備蓄倉庫等の整備・点検を図るものとする。

(1) 救助用資機材の整備

大規模な災害においては、倒壊家屋からの救助等、被災現場において救助用資機材を整備しておくことが救助救出に効果的であることから、自治会行政区等の地区毎に救助用資機材の備蓄整備を推進する。

(2) 給水車、救急車、災害救助用機械器具、その他救護用機械器具の現況

本村における救急車、救護・救助用機械器具等の現況及び整備方針は、消防計画によるものとする。(担当：消防本部)

(3) 流出危険物防除資機材

村や県、船舶関係者及び石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な資機材等の整備を図るものとする。

- ① 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- ② 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- ③ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- ④ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知器及び通信機器等

[村における資機材整備の概況]

- ア. 救助資機材器具（消防本部、消防署、東分遣所）
- イ. 村（本庁）の防災関連機材
- ウ. 自治会ごとの整備状況

6. 救急体制及び資機材整備等の確立

本村の救急業務は、本村管轄の国頭地区行政事務組合消防本部により実施されているが、今後十分な対応や災害時における不測の事態等に備えるため、県の指導等により市町村間の相互応援協定の締結を推進するものとする。

また、本村は、救急医療体制の整った県立北部病院等がある名護市まで遠距離にあることから、さらに高規格救急車の購入及び救急救命士の確保等の整備に努めるものとする。

現在、NPO法人MESHサポートにより、「ドクターヘリ」の運航が成され、本島北部地域の救急体制に大きな力となっているが、資金面の課題から限定的な運航であることから、継続的な運航が実現するよう支援に努めるものとする。

■ 避難場所・避難所の設置基準

| 区分 | 分類定義 | 指定・整備 | 備考 |
|------------------|--|--|--|
| 広域大規模災害時 避難場所 | 大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や危険物、建物倒壊から避難者の生命を保護するために必要な面積を有し、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・総面積10ha以上の公園、グラウンド、校庭、公共空地等で、市街地火災からの輻射熱に対して安全な面積が確保できること ・収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し1人当たり4㎡を確保して算定すること | |
| 一時避難場所 | 広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースを持つ公園、緑地、団地の広場等をいう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校のグラウンド、境内、公園緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること ・一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること | |
| 避難路 | 広域避難場所へ通じる道路又は緑地であって、避難圏域内の住民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所に通じる道路又は緑道であること ・震災時に一部不通となる場合に備え、代替えの避難路にも配慮すること | |
| 指定避難所 | 小規模災害時 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災や危険物等による局地的な災害により、家屋等が現に被害を受けた者又は受けるおそれのある者を、一時的に公民館など既存建物等に収容し保護する。 | 避難者の範囲：災害・住家被害等を受けた者、受けるおそれのある者で緊急に避難する必要があるときを含む |
| | 大規模災害時 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震等の大規模災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は受けるおそれのある者を、一時的に学校等既存の公共建物等に収容し保護する。 | |
| 津波災害時の避難場所 | 緊急避難ビル・場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・津波危険予想区域の避難時における緊急性を考慮し、避難距離が特に短い場所とする ・3階以上の建物や高台等の高所で安全な場所を確保する | 既存の建物や場所から高所を確認 |
| | 収容避難所 | <ul style="list-style-type: none"> ・津波による災害から、避難者を安全に収容し保護するために必要な面積と施設を有する二次的広域避難場所である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地形等、津波による安全性と生活機能を確保し、避難所として利用可能な施設及び場所とする。 |

■ 広域避難所一覧（屋外）《津波緊急避難を除く》

| 字名 | 避難場所 | 所在地 | 面積(m ²) | 想定収容人員(人) |
|-----|-------------------------|-----------------------|---------------------|--------------|
| 田嘉里 | 旧喜如嘉小学校 | 字喜如嘉 2083 | 6,166 | 1,541 |
| 謝名城 | | | | |
| 喜如嘉 | | | | |
| 饒波 | 旧大宜味小学校 | 字大宜味 1 | 6,748 | 1,687 |
| 大兼久 | | | | |
| 大宜味 | | | | |
| 根路銘 | | | | |
| 上原 | 大宜味小学校、大宜味中学校 旧塩屋小学校 | 字塩屋 1306-6 字塩屋 538 | 15,111 2,176 | 3,777 544 |
| 塩屋 | | | | |
| 屋古 | | | | |
| 田港 | | | | |
| 大保 | 大保ダム脇ダム横平場(東村も利用可) | 字田港 1357-18 | 3,550 | 887 |
| 白浜 | 道の駅 やんばるの森ビジターセンター | 字津波 95 | 2,352 | 588 |
| 宮城 | | | | |
| 江洲 | | | | |
| 津波 | | | | |

※想定収容人員は、1人あたり面積を4㎡(2m間隔)として計算を行った。

■ 一時緊急避難・指定避難所一覧《津波緊急避難を除く》

| 字名 | 名称 | 洪水 | 土砂 | 高潮 | 津波 | 地震 | 所在地 | 電話 | 収容可能人数 | 面積(m ²) | 車中避難 |
|-----|------------|----------------|----|----|----|---------|------------|---------|--------|---------------------|------|
| 全域 | 大宜味村役場 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 字大兼久 157 | 44-3001 | 138 | 555 | ○ |
| 田嘉里 | 田嘉里公民館 | 津波、洪水緊急避難場所を参照 | ○ | ○ | × | × | 字田嘉里 472 | 44-3026 | 75 | 302 | × |
| 謝名城 | 謝名城公民館 | | × | ○ | ○ | × | 字謝名城 36 | 44-3030 | 32 | 131 | × |
| 喜如嘉 | 喜如嘉公民館 | | ○ | △ | × | × | 字喜如嘉 777-1 | 44-3809 | 100 | 402 | × |
| | 農村環境改善センター | | ○ | 2 | × | × | 字喜如嘉 320 | 44-3672 | 142 | 568 | × |
| 饒波 | 饒波公民館 | | × | ○ | × | × | 字饒波 22 | — | 15 | 60 | × |
| 大兼久 | 大兼久公民館 | | × | ○ | × | × | 字大兼久 30 | — | 21 | 85 | × |
| 大宜味 | 大宜味公民館 | | ○ | 2 | × | × | 字大宜味 189 | — | 34 | 138 | × |
| 根路銘 | 根路銘公民館 | | × | 2 | × | × | 字根路銘 61 | — | 29 | 119 | × |
| 上原 | 上原公民館 | | ○ | ○ | ○ | × | 字上原 193 | — | 26 | 107 | × |
| 塩屋 | 塩屋公民館 | | ○ | ○ | × | × | 字塩屋 371-2 | 44-2453 | 43 | 174 | × |
| 屋古 | 屋古公民館 | | ○ | 2 | × | × | 字屋古 17 | — | 29 | 118 | × |
| 田港 | 田港公民館 | | × | × | × | × | 字田港 80 | — | 13 | 52 | × |
| 押川 | 押川公民館 | | ○ | ○ | ○ | × | 字押川 156 | — | 19 | 78 | × |
| 大保 | 大保公民館 | | ○ | × | × | × | 字大保 1-17 | — | 30 | 123 | × |
| 白浜 | 白浜公民館 | | ○ | × | × | × | 字白浜 146 | — | 16 | 64 | × |
| 宮城 | 宮城公民館 | | ○ | × | × | × | 字宮城 10 | — | 22 | 89 | × |
| 江洲 | 江洲公民館 | ○ | ○ | ○ | × | 字白浜 442 | — | 43 | 172 | × | |

| 字名 | 名称 | 洪水 | 土砂 | 高潮 | 津波 | 地震 | 所在地 | 電話 | 収容可能人数 | 面積(m ²) | 車中避難 |
|----|------------------|----|----|----|----|----|---------|---------|--------|---------------------|------|
| 津波 | 津波公民館 (多目的含む) | | × | × | × | × | 字津波 620 | 44-2518 | 33 | 134 | × |

注1) 「2」とは、2階以上へ避難する条件付きで避難可能としている。

注2) 想定収容人員は、1人あたり面積を4㎡(ソーシャルディスタンス2m)として計算を行った。

注3) ペットの収容に関する取り決めは施設ごとに定める。

注4) 収容可能人数は施設総面積からの算出であるため、実際の収容人数は減る可能性がある。

■ 津波、洪水緊急避難場所(生命を守るため、緊急に避難する場所)

| 字名 | 危険予想区域 | 指定 | 津波浸水深 |
|-----|----------------------|--|--------|
| 田嘉里 | 海岸沿い、 田嘉里川沿い全域 | 田嘉里団地2階以上(急傾斜地の崩壊区域) 田嘉里第2団地 | 3~5m |
| 謝名城 | 海岸沿い、 河川沿い全域 | 謝名城公民館(急傾斜地の崩壊区域) 上山農村公園(急傾斜地の崩壊区域) 旧喜如嘉小学校 | 3~5m |
| 喜如嘉 | 海岸に面した全域 | 旧喜如嘉小学校 上山農村公園(急傾斜地の崩壊区域) 食肉センター大宜味農場向け高台 | 5~10m |
| 饒波 | 海岸沿い、饒波川沿い饒波公民館あたりまで | やんばるの森向け高台 大保ダム防災センター | 3~5m |
| 大兼久 | 海岸沿い集落全域 | 村営大宜味団地向け高台 笑味の店より山側向け高台 大宜味展望台(急傾斜地の崩壊区域) | 3~5m |
| 大宜味 | 海岸沿い集落全域 | 村営大宜味団地向け高台 大宜味展望台(急傾斜地の崩壊区域) | 3~5m |
| 根路銘 | 海岸沿い集落全域 | 村営マーランガー団地向け高台 | 0.5~3m |
| 上原 | 海岸沿い全域 | 村営マーランガー団地向け高台 上原公民館 | 0.5~3m |
| 塩屋 | 全域 | 結の浜展望台、陣ヶ展望台 塩屋団地2階以上(急傾斜地の崩壊区域) 塩屋園地(急傾斜地の崩壊区域) | 0.5~3m |
| 屋古 | 全域 | 大保ダム防災センター 押川公民館 | 0.5~3m |
| 田港 | 河川沿い全域 | 大保ダム防災センター | 0.5~3m |
| 押川 | なし | 押川公民館 | - |
| 大保 | 海岸沿い全域 | 大保ダム防災センター | 0.5~3m |
| 白浜 | 海岸沿い全域 | 大保ダム防災センター えすの里方面高台 | 0.5~3m |
| 宮城 | 全域 | 大保ダム防災センター えすの里方面高台 | 0.5~3m |
| 江洲 | なし | 江洲公民館 江洲分譲地向け高台 | - |
| 津波 | 海岸沿い全域 | ガジナ橋向け高台 津波浄水場向け高台 ファインフルーツおおぎみ・マンゴー園向け高台 | 0.5~3m |

※津波避難ビルなどへ避難する緊急措置についても木造住宅への避難は避け、標高10m以上、地上階数4階以上への避難とする。

■ 津波災害緊急対応指定施設

| 避難所 | 所在地 | TEL | 用途 |
|-------------|-------------|---------|--|
| 大宜味村役場庁舎駐車場 | 字大兼久 157 | 44-3001 | 救護活動拠点・資機材置場・食糧物資等備蓄・仮設避難所・仮設トイレ等 |
| 大保ダム多目的広場等 | 字田港 1357-18 | 44-2442 | 救護活動拠点・ヘリポート・資機材置場 食糧物資等備蓄・仮設避難所・仮設トイレ等 |

■ 福祉避難所一覧

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話 | 収容可能人数 | 面積 (㎡) |
|----|----------|-------------|---------|--------|--------|
| 1 | おおぎみこども園 | 字塩屋 1306-87 | 44-2500 | 275 | 1,100 |

注1) 1人当面積：4㎡

■ 大規模災害時避難所補完施設

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話 | 収容可能人数 | 管理者 |
|----|----------------------|-------------|--------------------|--------|-------------|
| 1 | 大保ダム地域防災センター | 字田港 1357-18 | 44-2442 | 93 | 北部ダム統合管理事務所 |
| 2 | 村立大宜味小学校 村立大宜味中学校 | 字塩屋 1306-6 | 44-1306 44-2840 | 569 | 村教育委員会 |
| 3 | 県立辺土名高等学校 | 字饒波 2015 | 44-3745 | 350 | 村教育委員会 |

注1) 1人当面積：4㎡

※補完施設は、災害が去った後に仮設住宅が建設できるまでの間、一時的に収容予定の避難所を想定している。

このため、車中避難およびペット避難を可とする。

■ 物資備蓄箇所一覧

| 番号 | 場所 | 設置年度 | 主な備蓄品 |
|----|------------------------|------|-----------|
| 1 | 大保ダム地域防災センター | R3 | 水、ご飯、毛布など |
| 2 | 村農村活性化センター | R3 | 水、ご飯、毛布など |
| 3 | 道の駅おおぎみ やんばるの森ビジターセンター | R3 | 水、ご飯、毛布など |

※備蓄内容は、災害時の帰宅困難者を想定したものとなっており、原則観光客に必要な物品を想定している。

■ 災害時緊急対応指定施設

| 番号 | 施設名 | 指定用途 | 場所 | 連絡先 | 備考 |
|----|------------------|--|------------|---------|----|
| 1 | 大保ダム多目的広場 | 救護活動拠点・ヘリポート・資機材置場 食料物資等備蓄・仮設避難所・仮設トイレ等 | 田港 1357-18 | 53-6511 | |
| 2 | 大宜味村役場 庁舎駐車場等 | 救護活動拠点・資機材置場・食料物資等備蓄 ・仮設避難所・仮設トイレ等 | 大兼久 157 | 44-3001 | |

第2節 防災備蓄計画

| | |
|---------|---------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、住民福祉課、関係部署、関係機関 |
|---------|---------------------|

I 基本方針

災害により住家等に被害を受け、日常生活に必要な食料及び衣料品・寝具等を喪失した地域住民に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分するため、必要な物資を備蓄する。

II 実施内容

1. 食料の備蓄

村人口の20分の1の3日分程度の数量を目標に主食（米及び乾パン等）を備蓄する。

2. 生活必需品の備蓄

衣料品及び寝具等の生活必需品を災害被害予測に基づき、必要とされる種類や数量を備蓄する。

3. 飲料水等の備蓄

災害時(特に地震)には、水道管路の破損等による一時的な断水が予想されるため、飲料水の備蓄に努めるとともに、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図る。

4. 医薬品及び衛生材料の備蓄

災害時における初動期の救護体制に万全を期するため、村内各医療機関と連携し医薬品及び衛生材料の備蓄を図る。

5. 備蓄倉庫等の整備と定期点検の実施

村において食料や医薬品、衛生材料及び生活必需物資等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るとともに、定期点検を実施する。

また、民間事業所等と災害時における必要な食料や物資の確保について、本村との協定の締結を進めるものとする。

6. 住民の責務

住民は、災害時に備えてインスタントやレトルト、缶詰め等の応急食品及び飲料水3日分程度を個人において確保しておく。

■ 災害時に避難する際持ち出す品（非常袋）

食料、水（1人1日3ℓ）、ライター、缶きり、ナイフ、ロウソク、懐中電灯
予備の電池、ラジオ、軍手、衣類、毛布、現金等、携帯電話、女性用品、常備薬、
マスク、消毒用アルコール

第3節 防災業務用設備等の整備計画

| | |
|---------|--------------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、建設環境課、消防団等、関係部署、関係機関 |
|---------|--------------------------|

I 基本方針

災害発生等の有事の際の即応体制を確立するため、防災業務に係わる消防や水防、並びに通信及び救援救助等の施設や設備の整備を図るとともに、平素より定期的な点検や性能調査を実施する。

II 実施内容

1. 消防設備等の整備

本村の消防は、国頭地区行政事務組合消防本部（大宜味村、国頭村、東村）が担っている。消防用設備としては消防ポンプ自動車(水槽付)、救急車、指揮者、救助工作車、船舶などの配備、また各集落には消火栓、防火水槽が設置されているが、日頃よりそれらの定期点検を実施するとともに整備充実を図る。

2. 救助用資機材の整備

■ 特殊機械器具保有状況

令和4年4月1日現在

| 品名 | 数量 | 品名 | 数量 | 品名 | 数量 |
|-------------|----|-----------------|----|-------------|----|
| 防火衣 | 36 | 救急索発射銃 | 2 | マジックギブス | 3 |
| 泡管そう | 7 | チルホール | 3 | レサシアン | 3 |
| フォグガン | 0 | 安全帯 | 10 | デマンドバルブ | 0 |
| 携帯用ガス溶断器 | 1 | 救急用縛帯 | 0 | スクープストレッチャー | 6 |
| 同予備ポンベ | 0 | エンジンカッター | 5 | 吸引機 | 8 |
| 排煙機 | 1 | バスケットストレッチャー | 3 | AED付監視モニター | 1 |
| 指令装置一式 | 1 | 安全マット | 4 | 気管挿管練習モデル | 1 |
| 非常用発電機（携帯用） | 3 | 投光器 | 19 | 自動体外式除細動機 | 5 |
| 移動用無線機（5W） | 5 | 救命胴衣 | 49 | 喉頭鏡セット | 5 |
| 移動用無線機（2W） | 10 | 救急浮環 | 8 | 薬剤投与セトー式 | 4 |
| 移動用無線機（1W） | 12 | 空気呼吸器 | 23 | インハレーター | 6 |
| 可搬式小型動力ポンプ | 1 | 同予備ポンベ | 32 | バックボード | 7 |
| 三連梯子 | 5 | 潜水器具 | 10 | 携帯用酸素ボンベ一式 | 5 |
| 大型油圧スプレッダー | 2 | 同予備ポンベ | 12 | 人口呼吸器 | 4 |
| 大型油圧切断機 | 2 | ポータブル測深機 | 1 | ガス滅菌器 | 2 |
| ボルトクリッパー | 7 | 携帯用発電機 | 8 | オートクレーブ | 0 |
| パワーユニット | 2 | スリングベルト | 12 | バックバルブマスター | 6 |
| チェーンソー | 7 | マイティバックセット | 2 | AEDトレーナー | 6 |
| 移動式電動スプレッダー | 1 | 携帯手袋 | 25 | AED | 5 |
| 油圧カッター | 1 | 緩降器 | 1 | ACLS訓練用人形 | 2 |
| 送排風機 | 2 | 防塵めがね | 23 | スモークマシン | 1 |
| エアーツール | 1 | 防塵マスク | 5 | | |
| 電動ハンマードリル | 1 | テクニカルロープレスキュー一式 | 2 | | |
| 耐熱服 | 0 | アリゾナボーテックス | 1 | | |
| 空気式救助マット | 0 | レスキューツール | 3 | | |
| サバイバースリング | 1 | フローテーションカラー | 2 | | |

資料：国頭地区行政事務組合消防本部

3. 通信施設及び設備の整備

災害情報を迅速に確実に収集及び伝達するため、村防災行政無線の既存通信施設の定期点検を行うとともに、各集落・隣接市町村・県・防災関係機関相互における情報連絡網の整備拡充を図る。

さらに、災害発生時に通信施設等の不足が生ずる場合に備え、N T T及び移動通信事業者との間で災害時における協力に関する協定等の締結を図る。

4. その他施設及び設備等の整備

水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ等の水防資機材、並びに被災した道路河川等の復旧工事に必要な土木機械等については、村内土木建築業者との連携により点検や充実化に努め、有事の際にその機能が有効適切に運用できるよう整備しておく。

第4節 交通確保及び緊急輸送計画

| | |
|---------|--------------------------|
| 部署・関係機関 | 総務課、建設環境課、消防団等、関係部署、関係機関 |
|---------|--------------------------|

I 基本方針

大規模災害発生時には、災害対策要員や負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

II 実施内容

1. 重要道路警戒のための体制整備

道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに警戒できる体制を、沖縄総合事務局及び県、関係団体等の協力も得ながら整える。

2. 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行なうためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合輸送体制を整える必要がある。

そこで、陸、海、空から輸送物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定しつつ整備していくこととする。

3. 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村が管内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

4. 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送を確保するための交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行ない届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認が可能となる。

よって、本村において有する車両を確認し、本計画の災害応急対策計画に基づき使用性の高い車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

5. 運送事業者との連携確保

県及び村は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- (1) 被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- (2) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- (3) 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- (4) 輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備

(5) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

6. 緊急輸送活動関係

村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国、県、村はこれらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底につとめるものとする。

